

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月24日

佐賀県教育委員会教育長 落 合 裕 二

### 佐賀県教育委員会規則第16号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（平成2年佐賀県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(臨時免許状の検定授与の出願)</p> <p><b>第8条</b> 免許法第5条第6項の規定により、検定を受けて臨時免許状の授与を受けようとする者は、次の各号（現に授与を受けている臨時免許状の有効期間満了のため引き続き同種の臨時免許状の授与を受けようとする者（以下「臨時免許状の更新を受けようとする者」という。）にあっては、第6号を除く。次項、第10条及び第11条において同じ。）に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 最終学校の卒業証明書、卒業証書の写し又は修了証明書及び<u>成績証明書</u></p> <p>(7) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(臨時免許状の検定授与の出願)</p> <p><b>第8条</b> 免許法第5条第6項の規定により、検定を受けて臨時免許状の授与を受けようとする者は、次の各号（現に授与を受けている臨時免許状の有効期間満了のため引き続き同種の臨時免許状の授与を受けようとする者（以下「臨時免許状の更新を受けようとする者」という。）にあっては、第6号を除く。次項、第10条及び第11条において同じ。）に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 最終学校の卒業証明書、卒業証書の写し又は修了証明書</p> <p>(7) 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。